

協会活動状況

△昭和四十三年度後期▽

(特別の記事のないものはすべて植物園において)

●九月十一日(水)

街路樹委員会

午後二時より開催。

出席者—今田、明道、斎藤、太田、井手、寺島、熊井、ほかに橋本生物保護指導監および市川、以上九名。

一、市川氏より、真駒内柏ヶ丘のプレス・ハウス建設問題と、同地の森林保存の問題について従来の経過の説明があった。このことについては、東条会長にも視察を要請することとなる。

二、土木工事中および工事後の樹木に対する配慮の欠如が話題になり、機会あるごとに工事関係当局に注意することとする。

三、街路樹のために道路標識が見にくいという意見が工事当局にある、という話が出て、その解決について種々話し合った。

●九月二十五日(水)

日高調査委員会

午後二時より開催。

出席者—犬飼、伊藤、金光、石川、籠山、辻井、井手、以上七名。

夏の調査をもとに、報告案作成について打ちあわせる。

●十月三日(木)

編集委員会

午後二時より開催。

出席者—斎藤、楡金、石川、辻井、井手、以上五名。

会誌第五号の編集について協議、道内各地の自然保護団体の活動状況を集録することをひとつの柱とし、他方、ナショナル・トラストの解説と、その法案をのせることと決定。四十四年三月までに発行を目標とする。

第二十六回理事會

午後三時より開催。

出席者—土木部長(代)、金光、旭川營林局長(代)、山田(秀)(代)、岩本(代)、高倉、伊藤、斎藤(雄)、道家、東条、佐山、宮脇、佐藤(代)、橋本、楡金、坂本、明道、高橋、斎藤(春)、石川、島倉、井手、以上二二名。

1 街路樹委員会の報告

2 トムラウシ委員会の中間報告

3 柏ヶ丘の保護に関する件

4 編集委員会報告

5 会計中間報告

●十月二十五日(金)

午後一時半より道庁林務部次長室にて開催。

次長を囲んで宮脇、伊藤、井手ほかに橋本生物保護指導監、市川氏も加わり、柏ヶ丘問題について種々懇談する。

●十月三十一日(木)

常任理事會

午後四時半より開催。

出席者—東条、犬飼、宮脇、石川、櫛田、井手、辻井、市交通局、以上八名。

1 藻岩山頂展望施設の件 このことについて市交通局側から説明があり、それについて、施設と風致との調和、便所を水洗にすることなどの希望が出た。なお、現地視察のうえ意見書を出すこととなる。

2 トムラウシ国道計画案について意見交換。

3 三角山の問題をどうとり扱うかを協議。林務部長、土木部長に事情をきくこととなる。

4 柏ヶ丘問題に関してこれまでの経過報告

●十一月二日(土)

大雪を守る會

午後一時より於・クラーク会館。

一般市民、学生に呼びかけて、大雪の自然保護について関心を高めようとして開かれたが、PR不足にて約三十名ほどの学生が集まっただけであったが、協会がこれまで大雪の自然保護のため行ってきたことを説明し、多少の討論の後、大雪のスライドの上映があつて午後三時半頃閉会した。協会からは井手、石川、金光、辻井など出席。

●十一月九日(土)

トムラウシ委員会

十二時より、於・クラーク会館。

出席者—井手、石川、橋本、辻井、以上四名。

従来、トムラウシ委員会で検討した結果を確認、すなわち、

(ト)トムラウシ、鹿越峠越の国道は、最低鞍部よりやや北よりの沢ぞいにトンネルによって通すること。

(ニ)またトムラウシ委員会は、この問題は単にトムラウシ周辺だけでなく、大雪山全体の視野に立って他の問題とあわせて検討されねばならないので、トムラウシ委員会を発展的に改組して、大雪山委員会を設けるべきこと。

(三)赤岳銀泉台のバス道路延長、駐車場を台地に設けることについては、条件をつけること。

(四)黒岳ロープウェイの終点からのリフト建設についても同様。

●十一月十三日(水)

大雪山周辺の市、町長との懇談会  
午後四時より於、自治会館。

出席者—齋藤(春)、岩本(代)、坂本、島倉、齋藤(雄)、伏見、楡金、春日、明道、橋本、櫛田、佐藤、井手、木村、俵、南富良野町、富良野市、旭川市、上川町、東川町、新得町、美瑛町、鹿追町  
各市、町長または助役より自己紹介と各町の要望の開陳があり、のち協会側、ことにトムラウシ委員会の意見を述べて懇談。その後、夕食をとむにして散会。

●十二月四日(水)

柏ヶ丘の森林保護に関する話しあい  
午前十時より開催。

出席者—井手、辻井、橋本、市川、十楽寺、以上五名。

住居占用区域指定、森林計画法による資源計画地区、森林調整区域などの問題について、十楽寺、市川氏らよりそれぞれ

れ説明があった。

●十二月七日(土)

編集委員会  
午後二時より開催。

出席者—井手、石川、齋藤、楡金、辻井、以上五名。  
会誌第五号の編集についての最終的打ちあわせ。

●十二月二十六日(木)

大雪を守る問題について  
午後二時より。出席者—井手、辻井、橋本、俵、木村、以上五名。

大雪の自然を守る具体的方法について種々検討した。

●昭和四十四年一月十七日(金)

第二十七回理事會

十二時より—二時。出席者—犬飼、楡金、岩本(代)、齋藤(雄)、春日、橋本、齋藤(春)、辻井、以上八名。

1 真駒内柏ヶ丘について意見書を作成することとし、東条会長の意向を聞くこととなる。

2 藻岩山山頂展望施設の意見書。

3 トムラウシ委員会報告。

4 地方支部結成の要望があり、支部についての会則を検討することとする。

5 その他、会誌原稿の件、オリンピック記念自然保護緑化計画案などが話題となる。

●二月一日(土)

第二十八回理事會

一時半より開催。出席者—岩本(代)、木村、萩原(代)、佐山、楡金、東条、小寺、佐藤、伊藤(秀)、石川、高橋、辻

井、金光、島倉、井手、明道、松本、以上一七名。

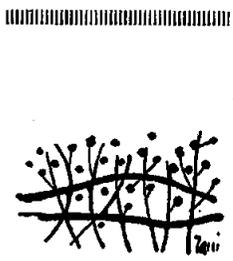
1 道士木部長より、支笏湖畔丸駒温泉—オコタンベ河口間の車道建設について要望あり、種々検討の結果、同地域は支笏湖畔においてもっとも重要な箇所であるので、この間の道路建設については反対の意向を表明することに決定。

2 トムラウシ委員会第二次報告、承認される。

3 稚内—天塩間の道路計画がある由で、これについては調査すること。

4 柏ヶ丘の件については最終的な意見がまとまった。

●三月十七日(月)



陳情書、要望書

意見書、回答文書

トムラウシ委員会第一次答申

トムラウシ委員会

トムラウシ委員会は当初、トムラウシ周辺に関する道路計画問題を検討すべく設けられた。委員会は討議をつづけた結果、本件は大雪山全域に影響ある問題であることを考慮し、本件を契機として、単にトムラウシ峰だけでなく、大雪山全域にわたる自然保護施策が講ぜられるべきであるとの結論に達した。

第二十九回理事會

四時より開催。出席者—明道、岩本(代)、小寺(代)、楡金、中野(代)、島倉、坂本、住吉(代)、齋藤(雄)、伊藤(義)(代)、齋藤(春)、松本、井手、以上二三名。

1 大雪小委員会委員をつぎのとおりに定めた。  
伊藤(秀)、井手、金光、石川、高山、明道、奥村、伊尾木(宮林局計画課長)

2 伊藤理事より、自然歩道計画案の説明があり、関係各方面と相談のうえ、要望書を提出することとなる。

3 阿寒湖畔スキー場にリフト建設計画があることについて、井手理事長より説明があった。

委員会はこの考えの下に地質学、地形学、動物学、植物学など各分野における重要性和、風景景観上の重要性から、まず大雪山主部についていくつかの地域区分を試みた。区分としては、標高一、五〇〇メートル以上の高山帯がまずとり上げられ、この中に地質学、動物学、植物学的重要地点がそれぞれ区分された。一、五〇〇メートル以下の森林帯も風

致的な意義、高山帯の保全的な意義などから十分保護されなければならない。この意味での森林区分は、ほぼ標高一〇〇メートルを標準としてある。各区分における保護条件は次のようにまとめられる。

**第一地帯・森林帯**

林道を除いて新たに一般車道は設けられてはならない。

**第二地帯・高山帯**

車道は今後とも設けられてはならない。歩道も新設はできないだけさけると同時に新設は十分検討が加えられたうえで、できるだけ少なくされなければならない。

**第三地帯・特別保護区**

学術的ならびに景観の見地から特別保護区については厳重な監視をふくめて、あらゆる保護施策が立てられなければならない。既存の歩道も、なるべく特別保護区外へ移すことも考えられるべきである。

委員会は、今回は以上のように道路(歩道を含む)についての観点から第一案を作成した。ニセイカウシュベ山地など周辺部について、また、道路以外の諸問題については第二次答申にゆずる。

**柏ヶ丘の景観保護に関する要望書**

昭和四十三年十月四日  
提出先、北海道、札幌市  
オリンピック組織委員会



ユリカモメ (新釧路川) 野村 梧郎

北海道自然保護協会長 東条猛猪  
柏ヶ丘の自然保護に関しては昭和四十二年十一月十六日付にて、すでに藻南公園およびゴルフ場跡とともに、公園地域として一貫した計画のもとに管理保存することの必要を要望致し、道においても

森林公園計画をなされていた由でありますが、オリンピック施設建設のためにこの計画が実現をみるに至らなかつたことはまことに残念なことであります。

さて、このたび柏ヶ丘にオリンピック用のプレス・ハウス建設計画のある由にて、真駒内自治団体連合会よりも、この計画が真駒内一帯の風致をそこなわざるよう十分な考慮を払われるよう要望されておりますが、さらに具体的な処置について別紙附帯意見が提出されております。

この件につきましては、当協会においてもかねて深い関心を有しているところであります。関係各位におかれましても、要望および附帯意見を十二分に考慮されまして、プレス・ハウスの建設計画を樹立されることをお願いするしだいでありませぬ。

**藻岩山山頂展望施設の建設について(回答)**

NCS第六〇号  
昭和四十四年一月十七日  
札幌市交通事業管理者  
交通局長 大 刀 豊 殿  
北海道自然保護協会長 東条猛猪  
昭和四十三年八月十六日付札交管第一七七号による、標記の件につきまして

は、当協会において現地を視察致し、また理事会において慎重に討議致しました結果、原則的には特別に問題とすべき点はありませんが、下記のごとく二、三の点について当協会として要望致すこと

になりましてので、この点について特別の御配慮を願いたく存じます。

一、藻岩山頂三角点標識をはなれて施設を設けること、および三角点標識を明確にすること。

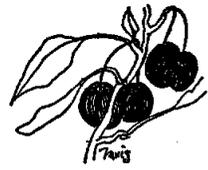
二、現在山頂附近にある二箇所の便所のうち、一箇所は計画施設の中に収容せられるはずであるが、他の下手のほうの便所もこの際、話し合いのうえ撤去されたい。

三、便所は必ず水洗式とされたい。

以上の三点であります。本来重要文化財としての原始林のある藻岩山頂のごときとくに、かかる施設を設けるべきではなく、もし設けるとすれば現在のロープウェイの終点に置くべきであつて、山頂展望所はできるだけ原始的景観を残すべきであります。それを現在のごとく施設を設け、山頂の景観を破壊したことはまことに残念なことであつて、御計画の施設が在来の適切ならざるものを改善するということの意味において賛意を表すものであります。この趣旨において、今後の自然景観中の施設の建設については十二分の御配慮をあらわされるようお願い致します。

**支笏湖畔丸駒ノコタンペ間の自動車道路建設に関する件**

昭和四十四年二月六日  
北海道知事 町村 金五 殿  
北海道自然保護協会長 東条猛猪  
支笏湖畔丸駒温泉ノコタンペ間に自動車道路を建設することの可否につき、



## 自然保護という言葉

俵 浩 三

「自然保護」とはいつたいなんだろ  
か、と私はよく自問自答することがあ  
る。あるとき試みに百科事典をひいてみ  
た。ところが平凡社の「世界大百科」を  
はじめ、数種の百科事典のどこにも「自  
然保護」の項目はでていなかった。さき  
ごろ「広辞苑」の第二版が発売された。

「広辞苑」の新版は「諸科学の最新の成  
果を集約し……時勢の転変に伴って絶え  
ず流動し生長していることばを、その生  
きた姿においてとらえ、ここに新たに二  
万語を加えた」意欲的なものであるとい  
う。新聞には「デパ棒」は、まだ世間に  
定着してないとみなされてはずされた  
が「全学連」はとり入れられた、などと  
もとりざたされた。

私は、これにはきつと「自然保護」も  
のっているだろうと期待し、どんな定義  
づけがなされているかを楽しみに「広辞  
苑」を手にした。しかしやはりのつてい  
ないのである。「自然石」「自然銀」「自  
然木」などはあつても「自然保護」とい  
う言葉はない。「自然保護」という言葉  
は「広辞苑」の総項目二十万語の仲間にも  
入らない、それだけ世間から関心をもち  
たれることの少ない日本語なのである。

それにひきかえ、アメリカの百科事典  
などをみると、「自然保護」に相当する  
「コンサーベーション」という言葉は、  
必ずでており、しかも相当数のページが  
これにさかれているのが常である。ドイ  
ツやフランスの事典は調べてみたことは  
ないが、おそらくヨーロッパ諸国でも同  
じことであろう。

なにも、その言葉の定義がきまらなけ  
れば仕事ができないことはもちろんない  
が、仕事がたくさんあるのに定義がない  
のも淋しいことである。ところが「自然  
保護」の場合は、実は仕事が多すぎるゆ  
えに、定義がきまらない一面もあると思  
われる。つまり「自然保護」のイメージ  
が人さまざまなのである。ある人は自然  
にいつさい手をつけない、むしろ放任す  
ることが保護だといひ、また、ある人は  
仏教の殺生戒のように生物をあわれむの  
が保護だともいう。さらに、ある人はそ  
の反対で自然に積極的な手を入れ、有効  
に活用することこそが本当の保護であ  
る、ともいう。もちろんそれぞれの人が  
「私の自然保護論」をもつことは当然で  
あり、また望ましいことである。しか  
し、自然と人間の関係を正しく保つてい

貴庁土木部長より御照会がありましたの  
で、本協会は去る二月一日の理事会にお  
いて慎重にこの問題を検討致しました  
が、すでに本協会の昭和四十二年調査  
報告書（会誌第四号所載）にありますと  
おり、やはり本協会としては、この間に  
車道を通すことには不賛成であることを  
確認致しました。

その理由は、前述の委託調査報告にあ  
りますとおり、この地域は支笏湖におい  
て、現在すぐれた原始的景観の残されて  
いるほとんど唯一の場所でありまして、  
ここに道路を通すことは、支笏湖のもつ  
とも重大なるがなめを失うことになるか  
らであります。

オリンピックの滑降競技の運営のため  
には、現在建設中の道路に待避線を作る  
とか、湖をフェリーで運ぶとか、他の適  
当な方法を工夫されたたく存じます。

### 赤岳道路ならびに層雲峡リフト に関する意見書

昭和四十四年三月二十五日

大雪小委員会

さきに本委員会に諮問になりました標  
記の件につき、ここに答申いたします。

#### ①赤岳道路問題について

北海道自然保護協会は、大雪山国立公  
園地内の道路建設計画に関する要望書  
（昭四二、一一、三〇）第二項（ロ）に  
おいて、赤岳登山道路終端（標高点一、  
七〇〇m）の駐車場、展望台、休憩舎の  
廃棄を要望した。  
これは大雪山を横断する、いわゆる層

雲峡ユコマンベツ線車道の建設に関連  
することとしてとり上げられた問題であ  
った。幸いにして、横断道路計画はその  
後当協会の要望どおり撤回されるに至つ  
たが、本道路の終点・銀泉台は展望に恵  
まれません、ために展望を求めて第一花園、  
第二花園などの無統制な利用が増加して  
おり、いちじるしい自然破壊が生じてつ  
つある。したがって多数の利用者を満足さ  
せる展望地を赤岳道路終点付近（一、七  
〇〇m台地）に整備し、車輦の転回交叉  
に便ならしめてはどうかと考えられる。  
これは、あくまでユコマンベツへの横  
断道路の一環としてではない。この終端  
処理については、次における諸点に特に  
配慮されたい。

- (一) 本地点の利用は展望に限られるこ  
と。
- (二) このために予想される施設として  
は必要最小限の駐車場、休憩舎、公  
衆便所、危険防止柵、説明標識など  
に限り、食堂などは設けないこと。
- (三) 園路を設ける場合は、自然発生的  
に赤岳への登山路に結びつかないよ  
うに計画すること。園地内に高山植  
物見本園を設けて、利用者の観賞に  
供すること。
- (四) 現在、同地域にコマクサの群落する  
ところなどもあるので、これを園地  
内にとり入れて保護育成すること。
- (五) 前項に関連しては、逆に赤岳山頂  
方面からの短絡路の形成をさけるよ  
うな方策が立てられるべきである。
- (六) 銀泉台に車輦のチェック・ゲート

くためには、単純な一つの信条だけではおし通せない複雑さがある。

とくに日本の場合の「自然保護」は、いかにも日本の特殊事情が背景になっていると思う。西欧諸国では、近代の自然科学技術、産業の発達にもなつて、自然資源の利用がさかんになり、それについて徐々に反作用もあらわれ、そこに自然保護思想が芽ばえたとはいわれている。ところが、日本は明治一〇〇年という短い間に、先進諸国の技術をうけいれ、産業経済的な開発を至上のものとし、先進諸国に追いつくことに専心してきた。しかも、近年は高度経済成長を旗じるしに、エコノミックアニマルと陰口をたたかれながらも、追いつくだけでなく、追い越すムードにまでなつてきた。

日本は自然に恵まれた国である。とくに「緑」にあふれた国である。植物の生育が旺盛であるため、すこしばかり地表を剥くことがあつても、スタインベックの「怒りの葡萄」にでてくるような土壌侵蝕の心配は、まずなかつた。自然に恵まれていたばかりに「自然保護」にめざめることが遅かつたのである。しかも、日本は国土がせまく人口が多い。その国土にあまりに急速な産業経済の発展があれば、いかに自然に恵まれた国とはいへ、自然環境と人間生活の間に破綻の生じてくることは必定である。作用が急であれば、それだけ反作用もまた急であることは論をまたない。

ところがその反作用を受けとめる対策

は、きわめて微々たるものでしかない。一つ反作用があらわれるたびに、人々はまぢまぢなことを考え、なかなか一つの力のある方向を見出すことは難しい。そのうちに反作用はますます加速度をまし、自然が破壊されてゆく。それには、やはり「自然保護」の定義というか、概念がまだじゅうぶんに確立されていないことにも一因があると思われる。

やはり「自然保護」が世間の多くのから支持を受け、大きな力として発展するためには、「自然保護」に対するイメージの統一が必要であろう。かといって「自然保護」をせまい、画一的な考え方で律することは今日の世間ではもはや通用しない。広い視野に立つて、自然と人間の間で起るいろいろな事態を体系化し、こういう場合にはこう、ああいう場合にはああ、といった具体的な指針が強く要求されるのである。世間の人には理論がどうあるか、ということより、何をしようか、何をしようか、というこのほうがより大切である。

しかし、その具体的な指針をたてるためには、基礎理論の先んずることはいうまでもない。それにはやはり「自然保護」を研究する人がもつと多くなり、学校で「自然保護」が教えられるようになることが先決であろう。日本では、まだどの大学にも「自然保護学科」がないというところは、「広辞苑」に「自然保護」の言葉がのつてないことよりも、もつと淋しいことである。(北海道林務部林政課)

を設け、自然愛護のPRを行ない、かつ終端駐車場の利用が円滑に行なわれるよう指導すること。

### ②黒岳リフト第二期計画について

本計画は、北海道林友観光KKによつてすでに施設された層雲峡ロープウェイの山上駅の上部から、標高一、七〇〇m地点(黒岳の約八合目付近)に達するリフトを新設しようというものである。

この種リフトの建設は、多数の観光客の高山帯への容易な立入りをまねき、従来のこの種施設の例をみてもおそらくは高山植物群落保護上、きわめて大きな影響をもたらすものと考えられる。したがつてこの建設は望ましいものではないが、もし施設されるとするならば、従来より以上の十分な保護管理体制を整えるとともに、次にあげる諸点に特に配慮されたい。

(一) 山頂駅付帯園地は、登山を目的としない人の展望休息に十分なものとすること。なお、園地の境界を明確にし、利用者がみだりに園地外に出ることを規制すると同時に、利用者の安全を計ること。

(二) この園地を中心とし、適当な距離をもち、すぐれた展望と高山植物の觀賞のできる周囲探勝路を整備すること。

(三) この園地から既設の黒岳登山道への連絡歩道は利用し易いと同時に、風致を損なわれないものとする。

(四) リフトが設置された場合、登山者のみならず一般観光客の利用が急増

するものと考えられるので、もつとも効果的な場所に登山事務所を設けること。

以上の諸施設の問題を通じて、自然愛護思想の普及、監視は従来以上に強力に行なわれなければならない。また、利用増加にともなう山上の宿泊施設については、野営規制の問題もふくめて今後慎重に検討されるべきである。

〔註〕なお、詳細については、今夏現地調査のうえ提出する予定である。

### 自然歩道に関する要望書

昭和四十四年三月二十八日

北海道知事 町村金五殿

北海道自然保護協会 東条 猛猪

札幌の冬期オリンピックも近づき、全市をあげて種々の施設計画も進められつつありますが、この機会に札幌市周辺の美化緑化を進めようという気運が盛り上りつつあります。

ついでにはこの際札幌周辺の緑地帯、森林帯を結んで、一般市民をはじめ学生生徒の楽しく歩ける歩道をつくることを計画してはいかがかと存じます。ご承知のように自動車道路は日々整備されつつありますが、その一方に市民や学生生徒が交通の危険もなく、心身の鍛錬のため、あるいはレクリエーションのために、美しい環境の中を楽しく歩ける道をつくることの必要は、ますます高まっております。関係各方面ともご協議のうえ、ぜひとも早急にそのような緑地を結ぶ歩道計画の立案施行をお願い致します。

昭和43年度協会会計決算書  
ならびに昭和44年度予算書

北海道自然保護協会

昭和43年度収支決算

(自昭和43年4月1日 至昭和44年3月31日)

収入の部			支出の部		
法人会費	810,000	会議費	33,080		
個人会費	141,155	旅費	141,080		
雑収入	500	印刷費	291,870		
預金利息	4,419	通信費	29,008		
前期繰越金	246,060	交通費	38,290		
		諸会費	10,000		
		事務費	184,463		
		原稿料	84,300		
		雑費	8,955		
		調査費	120,338		
		次期繰越金	260,750		
計	1,202,134	計	1,202,134		

昭和44年度収支予算

(自昭和44年4月1日 至昭和45年3月31日)

収入の部			支出の部		
法人会費	1,100,000	会議費	40,000		
個人会費	200,000	旅費	220,000		
雑収入	10,000	印刷費	650,000		
前期繰越金	260,750	通信費	35,000		
		交通費	45,000		
		諸会費	20,000		
		事務費	250,000		
		原稿料	180,000		
		雑費	20,000		
		予備費	110,750		
計	1,570,750	計	1,570,750		

ります。  
なお、札幌市周辺の歩道計画の完成の後、全道にわたって、単に緑地のみでなく、自然公園や名所旧蹟をも含めて、例えばすでに発表された東海自然歩道と同様な構想のもとに、安全で楽しい歩道の計画がなされることを希望する所であり、

北一条通り街路樹の保護に関する意見書

昭和四十四年三月二十九日  
北海道開発局長 遊佐志治 磨殿  
北海道自然保護協会 東条猛 猪  
北一条西十二丁目から西十三丁目にあ

たり、八本のハルニレが多いところでは約二メートル、歩道より車道に突出しているため、交通事故のおそれがあるゆえこれを切除しようという案があるように聞きおよびましたので、当協会街路樹委員会ではこれを視察し種々検討致しましたが、まだ充分寿命のあるハルニレを除去することはまことに惜しいので、樹木の突出している部分に歩道を弓形に張り出すなどの方法で、交通事故の危険を除去することが適当と考えます。貴局において、しかるべく善処せられることを希望致す所であり、

なお北一条通りのアカシアは、いずれも老朽致して花を咲かすこともできない状態であり、これを順次新しい

若木ととりかえて、季節ごとに美しい花の咲くよう配慮されますならば、市民の喜びもいかほどかと思われ、この際、あわせてご考慮のほどを希望いたします。

会報第七号をお送りします。第六号以後の会議の概要と、関係方面への要望書をとりとめたことは、これまでの会報と同様である。

ただこの会報でようやく協会の昭和四十三年度収支決算と、昭和四十四年度収支予算を公表するはこびになった。従来



とても、予算決算の報告は毎年五月はじめの総会で公表されていたことであるが、会誌、会報などで公けにし得なかつた理由は、草創期の予算決算の内容があまりに貧弱で（いまでも貧弱なことにかわりはないが）、体裁をととのえ得なかつたためであった。それがともかくこうしてご報告し得ることは、乏しいながらも基礎ができたということである。

さてその内容について説明すると、四十三年度収支決算の中の印刷費は会報、会誌各一回分ずつで、つまり会誌第五号の印刷費は昭和四十四年度支出の中から支払うことになる。従って昭和四十四年度の印刷費の中から会誌第五号、第六号分が支払われ、第七号の支払は昭和四十五年支出にのぼされることになる。その他のことは、会議費は大半が総会の費用で、その他にときたま理事事に茶菓を出すことがあるくらいのことである。

なお、来る六月十四日にアルゼンチンの国立大学教授コルテ氏のスライド映画会、二十二日には藤の沢に小鳥の声を聞く会を予定している。会員多数のご参加をねがいます。

(井手)

昭和四十四年六月十日発行  
札幌市北二条西八丁目  
北海道大学植物園内  
発行所 北海道自然保護協会  
電話(二二〇〇六六番)  
発行人 井手 貴 夫  
印刷 札幌印刷株式会社